

静岡県金属くず営業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第29号

静岡県金属くず営業条例の一部を改正する条例

静岡県金属くず営業条例（昭和32年静岡県条例第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(金属くず商の許可及び管理者の届出)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 金属くず商は、営業所を自ら管理しない場合には、その営業所の管理者を定め、<u>公安委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>(許可の基準)</p> <p>第4条 公安委員会は、前条第1項の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。</p> <p>(1) <u>刑法（明治40年法律第45号）第2編第36章又は第39章に定める罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して1年を経過しない者</u></p> <p>(2) <u>古物営業法第3条の規定による許可を受けないで古物営業を営んだことにより刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して6月を経過しない者</u></p>	<p>(金属くず商の許可及び管理者の選任)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 金属くず商は、営業所を自ら管理しない場合には、<u>次の各号のいずれにも該当しない者を、その営業所の管理者に選任しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>未成年者</u></p> <p>(2) <u>次条第1項第1号から第7号までのいずれかに該当する者</u></p> <p>(3) <u>精神機能の障害により管理者の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>(許可の基準)</p> <p>第4条 公安委員会は、前条第1項の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。</p> <p>(1) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>(2) <u>拘禁刑以上の刑に処せられ、又は第23条に規定する罪、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）第21条から第23条まで若しくは第24条第1号に規定する罪、古物営業法第31条に規定する罪若しくは刑法（明治40年法律第</u></p>

(3) 第5条の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して6月を経過しない者

(4)～(6) (略)

(7) 第16条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者

(8)・(9) (略)

(10) 次のいずれかに該当する管理者を置く者
ア 未成年者
イ 第1号から第7号までのいずれかに該当する者
ウ 精神機能の障害により管理者の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(11) (略)

45号) 第235条、第247条、第254条若しくは第256条第2項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して5年を経過しない者

(3)～(5) (略)

(6) 第16条の規定により許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者 (許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)

(7) 第16条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第7条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者 (廃業について相当な理由がある者を除く。)で、当該返納の日から起算して5年を経過しないもの

(8)・(9) (略)

(10) 前条第2項の管理者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者

(11) (略)

2 (略)

(許可の手續)

第4条の2 第3条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を公安委員会に提出しなければならない。この場合において、許可申請書には、公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 管理者を定める場合にあつては、その氏名及び住所

(4) (略)

(許可証等の携帯等)

第6条の2 (略)

(12) 第3号に該当する者がその事業活動を支配する者

2 (略)

(許可の手續)

第4条の2 第3条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を公安委員会に提出しなければならない。この場合において、許可申請書には、公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 管理者を選任する場合にあつては、その氏名及び住所

(4) (略)

(許可証等の携帯等)

第6条の2 (略)

(許可の取消し)

第6条の3 公安委員会は、第3条第1項の規定による許可を受けた者について、次に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたこと。

(2) 第4条第1項各号(第10号を除く。)に掲げる者のいずれかに該当していること。

(3) 許可を受けてから6月以内に営業を開始せず、又は引き続き6月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。

2 公安委員会は、第3条第1項の規定による許可を受けた者の営業所の所在地を確知できないとき、又は当該者の所在(法人である場合においては、その役員の所在)を確知できないときは、公安委員会規則で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から30日を経過しても当該者から申出がないときは、その許可を取り消すことができる。

(金属くず商に係る変更の届出)

第6条の3 (略)

(休業の届出)

第8条 金属くず商は、引続き3月以上休業しようとするときは、休業しようとする日の5日前までに、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

(許可の表示)

第10条 金属くず商は、営業所の見やすい場所に、別記様式第3号の許可標識を表示しなければならない。

(確認及び申告)

第11条 金属くず商は、金属くずを買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとする場合において、相手方の身元を知りつしていないときは、公安委員会規則で定める方法により、その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならない。

2 金属くず商は、当該金属くずについて不正品の疑いがある場合においては、直ちにその旨を警察官に申告しなければならない。

3 前項の規定による処分については、静岡県行政手続条例（平成7年静岡県条例第35号）第3章の規定は、適用しない。

(金属くず商に係る変更の届出)

第6条の4 (略)

第8条 削除

(標識の掲示等)

第10条 金属くず商は、営業所の見やすい場所に、公安委員会規則で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 金属くず商は、その事業の規模が著しく小さい場合その他の公安委員会規則で定める場合を除き、公安委員会規則で定めるところにより、その氏名又は名称、許可をした公安委員会の名称及び許可証の番号を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(本人確認)

第11条 金属くず商は、金属くずの買受け若しくは交換又は売却若しくは交換の受託（以下「買受け等」という。）を行おうとするときは、公安委員会規則で定める方法により、買受け等の相手方の本人特定事項（当該相手方が自然人である場合にあっては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で公安委員会規則で定めるものにあつては、公安委員会規則で定める事項）及び生年月日を行い、当該相手方が法人である場合にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以

下同じ。)の確認(以下「本人確認」という。)を行わなければならない。ただし、過去に買受け等の相手方となつたことがある者からの買受け等を行う場合であつて当該買受け等に係る金銭の支払をその者の預金若しくは貯金の口座への振込みにより行うとき、又は当該金属くず商の預金若しくは貯金の口座への振込みにより受けるときその他の公安委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 金属くず商は、買受け等の相手方の本人確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために当該金属くず商との間で買受け等に係る取引を行うときその他の当該金属くず商との間で現に当該取引の任に当たっている自然人が当該相手方と異なるとき(次項に規定する場合を除く。)は、当該相手方の本人確認に加え、当該取引の任に当たっている自然人についても、前項の公安委員会規則で定める方法により、本人確認を行わなければならない。

3 買受け等の相手方が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他公安委員会規則で定める者である場合には、当該相手方のために当該金属くず商との間で現に当該買受け等に係る取引の任に当たっている自然人を買受け等の相手方とみなして、第1項本文の規定を適用する。

(申告)

第12条 金属くず商は、金属くずの買受け等を行おうとする場合において、当該金属くずについて不正品の疑いがあると認めるときは、直ちにその旨を警察官に申告しなければならない。

(帳簿等への記載等)

第12条 金属くず商は、売買若しくは交換のため、又は売買若しくは交換の委託により、金属くずを受け取り、又は引き渡したときは、その都度、次に掲げる事項を、帳簿若しくは公安委員会規則で定めるこれに準ずる書類(以下「帳簿等」という。)に記載をし、又は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない

方法をいう。以下同じ。)により記録をしておかなければならない。

- (1) 取引の年月日
- (2) 金属くずの品目、数量及び特徴
- (3) 相手方の住所及び氏名
- (4) 前条第1項の規定による確認をした場合にあっては、その方法

2 金属くず商は、帳簿等を最終の記載をした日から3年間営業所に備え付け、又は前項の電磁的方法による記録を当該記録をした日から3年間営業所において直ちに書面に表示することができるようにして保存しておかなければならない。

3 金属くず商は、帳簿等又は第1項の電磁的方法による記録を毀損し、若しくは亡失し、又はこれらが滅失したときは、直ちに営業所の所在地の所轄警察署長に届け出なければならない。

(本人確認記録の作成等)

第12条の2 金属くず商は、本人確認を行った場合には、直ちに、公安委員会規則で定める方法により、当該本人確認に係る本人特定事項、当該本人確認のためにとつた措置その他の公安委員会規則で定める事項に関する記録(以下「本人確認記録」という。)を作成しなければならない。

2 金属くず商は、本人確認記録を、当該本人確認に係る買受け等の行われた日から3年間保存しなければならない。

(取引記録の作成等)

第12条の3 金属くず商は、金属くずの売買若しくは交換又は売買若しくは交換の受託(以下この条において「売買等」という。)を行った場合には、直ちに、公安委員会規則で定める方法により、当該売買等の相手方の氏名又は名称、当該売買等の期日及び内容その他の

(品触れ)

第13条 (略)

(差止め)

第14条 警察本部長又は警察署長は、金属くず商が買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた金属くずについて、盗品等又は遺失物であると疑うに足りる相当の理由がある場合においては、当該金属くず商に対し、30日以内の期間を定めて、その金属くずの保管を命ずることができる。

(立入り及び検査)

第15条 警察本部長又は警察署長は、必要があると認めるときは、警察官をして、営業時間中において金属くず商の営業所及び金属くずの保管場所に立ち入らせ、金属くず及び帳簿等(第12条第2項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。)を検査させ、若しくは関係者に質問させ、又は関係者から報告を求めることができる。

2 前項の場合においては、警察官は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の求めがあつたときは、これを提示しなければならない。

公安委員会規則で定める事項に関する記録(以下「取引記録」という。)を作成しなければならない。

2 金属くず商は、取引記録を、当該取引に係る売買等の行われた日から3年間保存しなければならない。

(記録の毀損等の届出)

第12条の4 金属くず商は、本人確認記録又は取引記録を毀損し、若しくは亡失し、又はこれらが滅失したときは、直ちに営業所の所在地の所轄警察署長に届け出なければならない。

(品触れ)

第13条 (略)

(差止め)

第14条 警察本部長又は警察署長は、金属くず商が買受け等を行つた金属くずについて、盗品等又は遺失物であると疑うに足りる相当の理由がある場合においては、当該金属くず商に対し、30日以内の期間を定めて、その金属くずの保管を命ずることができる。

(立入り及び検査)

第15条 警察本部長又は警察署長は、必要があると認めるときは、警察職員をして、営業時間中において金属くず商の営業所及び金属くずの保管場所に立ち入らせ、金属くず、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ、又は関係者から報告を求めることができる。

2 前項の場合においては、警察職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の求めがあつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のた

(営業の停止等)

第16条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、金属くず商の許可を取り消し、又は期間を定めて金属くず商の営業の停止を命ずることができる。

- (1) 金属くず商が、金属類に関し刑法第2編第36章又は第39章に定める罪を犯して刑に処せられたとき。
- (2) 金属くず商が、古物営業法第3条の規定による許可を受けずに古物営業を営んだことにより刑に処せられたとき。
- (3) 金属くず商が、第4条第1項第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当することとなつたとき。
- (4) 金属くず商が、この条例に基づく処分(前条の規定による指示を含む。)に違反したとき。
- (5) 金属くず商又はその代理人等が、この条例又はこの条例に基づく公安委員会規則の規定に違反したとき。

2 公安委員会は、金属くず商が、2以上の営業所を有する場合において、一の営業所につき許可を取り消され、又は営業の停止を受けたときは、他の営業所についても、情状によりその金属くず商の許可を取り消し、又は営業の停止を命ずることができる。

(聴聞の特例)

第17条 公安委員会は、前条の規定による処分をしようとするときは、静岡県行政手続条例(平成7年静岡県条例第35号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに、静

めに認められたものと解してはならない。

(営業の停止等)

第16条 公安委員会は、金属くず商若しくはその代理人等がその金属くず商の営業に関しこの条例若しくはこの条例に基づく公安委員会規則の規定に違反した場合において盗品等の売買等の防止若しくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき、又は金属くず商がこの条例に基づく処分(前条の規定による指示を含む。)に違反したときは、当該金属くず商に対し、その金属くず商の許可を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて、その金属くず商の営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(聴聞の特例)

第17条 公安委員会は、前条の規定による処分をしようとするときは、静岡県行政手続条例第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに、静

岡山行政手続条例第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公告しなければならない。

3 (略)
(申告)

第22条 金属くず行商は、金属くずを買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとする場合において、当該金属くずについて不正品の疑いがあるときは、直ちにその旨を警察官に申告しなければならない。

第23条 削除
(罰則)

第24条 第5条の無許可営業の禁止規定又は第16条第1項若しくは第2項の営業停止の処分に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第2項又は第19条第2項の規定に違反して許可証又は行商の証を他人に貸し、又は譲り渡した者
- (2) 第9条の規定に違反して自己の名義で他人に営業させた者
- (3) 第11条の規定に違反して確認若しくは申告をせず、又は第22条の規定に違反して申告をしなかつた者
- (4) 第12条第1項の規定に違反して必要な記

岡山行政手続条例第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 (略)
(申告)

第22条 金属くず行商は、金属くずの買受け等を行おうとする場合において、当該金属くずについて不正品の疑いがあると認めるときは、直ちにその旨を警察官に申告しなければならない。

(罰則)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 偽りその他不正の手段により第3条第1項の許可を受けた者
- (2) 第5条又は第9条の規定に違反した者
- (3) 第16条の規定による公安委員会の命令に違反した者

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第2項、第11条第1項(第3項の規定により適用する場合を含む。)若しくは第2項、第12条の2第2項、第12条の3第2項、第13条第3項、第18条第2項又は第19条第2項の規定に違反した者
- (2) 第12条又は第22条の規定に違反して申告をせず、又は虚偽の申告をした者
- (3) 第12条の2第1項又は第12条の3第1項

載若しくは電磁的方法による記録をせず、又は虚偽の記載若しくは電磁的方法による記録をした者

(5) 第14条の規定による保管命令に従わなかつた者

(6) 第13条第2項の規定に違反して品触書を保存せず、又は同条第3項の規定に違反して届出をしなかつた者

(7) 第18条第2項の無届営業の禁止規定に違反した者

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第6条の2第1項の規定に違反して許可証を携帯せず、又は同条第2項の規定に違反して従業者証を携帯させなかつた者

(2) 第6条の3第1項又は第20条の2第1項の規定に違反して届出書又は添付書類を提出しなかつた者

(3) 第7条第1項の規定に違反して許可証を返納しなかつた者

(4) 第10条の規定に違反して許可標識の表示をしなかつた者

(5) 第12条第2項の規定に違反して帳簿等を備え付けず、若しくは電磁的方法による記録を保存せず、又は同条第3項の規定に違反して届出をしなかつた者

(6) 第15条第1項の規定による警察官の立入り、検査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は虚偽の答弁若しくは報告をした者

(7) 第20条第1項の規定に違反して行商の証を携帯せず、又は同条第2項の規定に違反

の規定に違反して記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者

(4) 第12条の4の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(5) 第13条第2項の規定に違反して品触書に到達の日付を記載せず、若しくは虚偽の日付を記載し、又はこれを保存しなかつた者

(6) 第14条の規定による警察本部長又は警察署長の命令に違反した者

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の2の許可申請書若しくは添付書類又は第18条の2の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

(2) 第6条の4第1項若しくは第20条の2第1項の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は第6条の4第1項若しくは第20条の2第1項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

(3) 第7条第1項の規定に違反した者

(4) 第15条第1項の規定による立入り、検査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は虚偽の答弁若しくは報告をした者

して行商従業者証を携帯させなかつた者
(8) 第21条第1項の規定に違反して行商の証
を返納しなかつた者

(両罰規定)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関し前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金又は科料の刑を科する。

別記様式第3号 (規格縦8センチメートル・横16センチメートル)

静岡県公安委員会許可 第 号

金 属 く ず 商

備考 1 材質は、金属又はこれと同程度の
硬度を有するものとする。

2 塗色は、灰色地に白文字とする。

3 番号は、許可証の番号とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた改正前の静岡県金属くず営業条例（以下「旧条例」という。）第3条第1項の規定による許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、改正後の静岡県金属くず営業条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に営業を開始せず、又は営業を休止している者（次項に規定する者を除く。）に対する新条例第6条の3第1項第3号の規定の適用については、同号中「許可を受けて」とあるのは「静岡

第26条 第6条の2第1項若しくは第2項、第10条、第20条第1項若しくは第2項又は第21条第1項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関し第23条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

別記様式第3号 削除

県金属くず営業条例の一部を改正する条例（令和８年静岡県条例第29号）の施行の日」と、「又は」とあるのは「又は同日から」とする。

- 4 施行日前に旧条例第8条の規定による届出をした者については、施行日から起算して1年を経過する日までの間は、新条例第6条の3第1項第3号の規定は、適用しない。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第10条の規定により表示されている許可標識は、新条例第10条第1項の規定により掲示された標識とみなす。
- 6 旧条例第12条第1項に規定する帳簿等又は電磁的方法による記録の備付け若しくは保存又は毀損、亡失若しくは滅失の届出については、なお従前の例による。
- 7 旧条例第16条の規定により公安委員会がした許可の取消し又は営業の停止の命令は、新条例第6条の3又は第16条の規定により公安委員会がした許可の取消し又は営業の停止の命令とみなす。
- 8 この条例の施行前にした行為及び附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。